

## 三井健康保険組合における個人情報の共同利用

個人情報保護法においては、個人データを特定の者との間で共同利用する場合については、第三者提供に当たりませんが、法律で求められている事項について、次のとおりお知らせいたします。

### 1. 当健康保険組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」といいます。）が共同実施する高額医療交付金事業

#### (1) 共同して利用される個人データの項目

- ・当該診療報酬明細書の記載事項及び交付申請に使用する項目（氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、請求金額等）

#### (2) 共同利用者の範囲

- ・当健康保険組合 給付課職員
- ・健保連 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
- ・業務委託先 公益財団法人日本生産性本部及び協力会社

#### (3) 利用する者の利用目的

健康保険法附則第2条に基づき、当健康保険組合に高額な医療費が発生したときに健保連からその費用の一部の交付を受けることができるため、その申請、審査、決定、分析を行うことを目的としています。

#### (4) 当該個人データ管理について責任を有する者の名称及び住所並びに法人の代表者氏名

- ・当健康保険組合 東京都中央区日本橋2-13-10  
理事長 尾崎 昌利  
管理責任者 給付課長
- ・健保連 東京都港区青山1-24-4  
会長 宮永 俊一  
管理責任者 組合サポート部 部長

### 2. 当健康保険組合と事業所が共同で実施する保健指導等

#### (1) 共同して利用される個人データの項目

- ・記号・番号、本人家族の別、受診した健診機関名、健診実施日
- ・厚生労働省から示された特定健康診査受診結果通知表の項目
- ・厚生労働省から示された特定健康診査標準的な質問票の項目
- ・当健康保険組合で行った支援レベル等の階層化に関する項目
- ・事業所から当健康保険組合への健診結果データの提供の有無
- ・その他上記データに付帯する項目

#### (2) 共同利用者の範囲

- ・当健康保険組合 保健事業課職員
- ・事業所 担当部署

#### (3) 利用する者の利用目的

当健康保険組合及び事業所で連携し、被保険者に対する法令に基づく健診受診率及び保健指導の実施率向上や被保険者に対しての適切な受診勧奨・保健指導等のフォローを実施の

うえ、生活習慣病の抑制や疾病の重症化予防を図ることを目的としています。

(4) 当該個人データ管理について責任を有する者の名称

- ・当健康保険組合 保健事業課長
- ・事業所 担当部署責任者